

業務部速報



No. 66

発行 21. 10. 18

JR東労組 業務部

申13号「「乗務員の業務等の見直しについて」に関する解明申し入れを提出！

JR東労組は、2021年9月15日、本社より「乗務員の業務等の見直しについて」提案を受けました。技術革新や業務内容の変化を踏まえ、今後、これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を実現するために、安全・安定輸送を確保しつつ、働きやすさの向上を図りながら見直しを行うことが示されています。

しかし、現場の組合員からは、「本当に働きやすさが向上するのか」「効率性が重視され安全が確保できるのか」「ゆとりある作業ができるのか」など不安の声が上がっています。技術革新が進み、業務内容が変化したとしてもお客さまの命を守り、安全・安全輸送を確保するための使命に変わりはありません。

今提案内容は、安全を確保するために労働時間の中で必要な業務として行ってきた、発車看視や在姿状態確認を廃止する内容であり、これまで通り安全が確保できるのかを解明する必要があります。また、早目出場の見直しを行うことや点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として取り扱わないこと、起床点呼後における業務指示のない5分間を労働時間として計上しないことが、何故、働きやすさの向上につながるのか疑問の声が上がっています。むしろ、今回の見直しにより、乗務効率が大幅に向上されることになれば、さらに「ゆとり」がなくなり働きやすさは低下することにもつながりかねないと危惧します。

したがって、乗務員の働き方に大きく影響する中でも、どのように安全を確保し働きやすさの向上が図られる施策なのかを明らかにし、組合員の疑問と不安の声を基に申し入れました。今後、団体交渉を行っていきます。

申入項目

1. 令和3年(2021年)度末ダイヤ改正時に乗務員の業務等の見直しを行う目的を明らかにすること。
2. 乗務員の業務等の見直しを行うことで、どの程度の乗務効率の向上を見込んでいるのか明らかにすること。
3. 出勤予備の者の1日当り労働時間数を7時間10分とする目的を明らかにすること。
4. 早目出場の見直しにより、列車到着前までに乗継箇所へ出場するように変更する目的と変更できる根拠を明らかにすること。
5. 乗り継ぎ後に乗務員が行っている発車看視を廃止する目的と廃止できる根拠を明らかにすること。
6. 発車看視の廃止により、車掌に対して行う必要な教育について、教育内容と教育時間及び年間訓練時間の考え方を明らかにすること。
7. 運転士が行っている入区点検を留置手配に改める目的と在姿状態確認を廃止できる根拠を明らかにすること。
8. 在姿状態確認の廃止による労働時間の変化について両数ごとに明らかにすること。また、車種によって労働時間の違いが生じるのか明らかにすること。
9. 点呼箇所と休養室間の移動時間を、労働時間として取り扱わないこととする目的と変更できる根拠を明らかにすること。
10. 点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として取り扱わないことによる指定通路の考え方を明らかにすること。
また、指定通路となっている公道を通行する場合等において、怪我等発生した場合の取扱いを明らかにすること。
11. 起床点呼後における付加時間の一部見直しにより、起床点呼後における業務指示のない5分間を労働時間として取り扱わない目的と変更できる根拠を明らかにすること。
12. 車掌が行っている帰着点呼を廃止する目的と廃止できる根拠を明らかにすること。
13. 運転士による始発列車のドア扱い等を全支社の取扱いとして拡大する目的を明らかにすること。
14. 運転士が始発列車のドア扱い等を行うことに伴い、車掌のホーム出場に対する考え方を明らかにすること。

安全・働きやすさが向上し「ゆとり」ある環境を目指して職場から議論をつくり出そう！